



社会保険労務士法人 ルーチェ

■名古屋事務所 名古屋市中区丸の内2-15-12-2
ザ・テラス丸の内 903
info@sr-luce.jp 052-211-5185
■金沢事務所 金沢市長町1-4-45

4月からの求人票記載に関するポイント

◆明示する労働条件が追加

4月1日からの改正で、ハローワークの求人票に記載する労働条件に、「従事すべき業務の変更の範囲」「就業場所の変更の範囲」「有期労働契約を更新する場合の基準」の3つが追加されています。具体的な記載のしかたを紹介します。

◆従事すべき業務の変更の範囲

採用後、業務内容の変更予定がない場合は、「仕事の内容」欄に「変更範囲：変更なし」と明示します。異なる業務に配置する見込みがある場合は、同欄に変更後の業務を明示します。

◆就業場所の変更の範囲

異なる就業場所に配置する見込みがある場合は、「転勤の可能性」欄で「1. あり」を丸で囲み、転勤範囲を明示します。

◆有期労働契約を更新する場合の基準

原則として更新する場合は、「契約更新の可能性」欄で「1. あり」を丸で囲み、「原則更新」を選択してマルで囲みます。通算契約期間または更新回数に上限がある場合は、「求人に関する特記事項」欄に「更新上限：有（通算契約期間〇年／更新回数〇回）」と明示します。

更新の可能性はあるもののそれが確実ではない場合は、同欄で「1. あり」を丸で囲み、「条件付きで更新あり」を選択してマルで囲みます。そして、「契約更新の条件」欄に具体的な更新条件を記載します。通算契約期間または更新回数に上限がある場合は、「契約更新の条件」欄にその旨を記載します。

◆記載欄に書き切れない場合

上記の労働条件について指定された記載欄に書き切れない場合は、求人申込書の「求人に関する特記事項」欄に記載します。

【厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク「事業主の皆さまへ 求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご注意ください」】<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/anteihoukaisei.pdf>

「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」のポイント

厚生労働省の「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」が策定・公表されました。本手引きに沿って、求職者等が求める情報と、企業が情報提供にあたって注意すべき点をみていきましょう。

◆求職者等が開示・提供を求める主な情報

(1) 企業等・業務に関する情報

- ・企業等の安定性
- ・事業、業務内容
- ・入社後のキャリアパス 等

(2) 職場環境に関する情報

- ・在宅勤務、テレワークの可否
- ・育児休業や短時間勤務等に関する制度
- ・職場の雰囲気や社風
- ・社員の定着率 等

(3) 労働条件・勤務条件

- ・賃金（昇給等も含む）
- ・所定外労働時間（残業時間）、所定労働時間
- ・有給休暇取得率
- ・副業、兼業の可否
- ・転勤の有無 等

(4) その他

【転職者の場合】

- ・経験者採用割合
- ・経験者採用の離職率
- ・研修制度
- ・オンボーディング制度 等

【非正規雇用労働者の場合】

- ・就職後のキャリア形成
- ・正社員転換制度の有無および正社員転換実績 等

◆情報提供にあたってのポイント

- ・情報量が多くなりすぎないように注意する
- ・数値情報を提供する場合は、数値の定義を補足する
- ・更新時期や制度の利用実態などもあわせて正確な情報を提供する
- ・実績が低調であっても、改善に向けた取り組みや今後の方針とあわせて情報提供する

◆「しょくばらぼ」の活用

中小企業においては、「若者雇用促進総合サイト」、「女性の活躍推進企業データベース」、「両立支援のひろば」に掲載されている企業等の情報を求職者等に総合的・横断的に提供するウェブサイト「しょくばらぼ」の活用を推進しています。幅広い情報提供が可能となるほか、ハローワークインターネットサービスと連携しているため、より少ない作業負担で求職者等に対する情報提供ができます。採用のミスマッチを防いで、労働者の離職率低下やエンゲージメントの向上に役立てましょう。

【厚生労働省「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」を策定しました】

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000073981_00013.html

「令和5年中小企業実態基本調査(速報)」が公表されました

中小企業庁は3月29日、「令和5年中小企業実態基本調査(令和4年度決算実績)」の速報を公表しました。この調査は中小企業の財務情報、経営情報などの把握を目的に、業種横断的な実態調査として毎年行っているもので、今回は20回目となります。「建設業」「製造業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業」「小売業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「サービス業(他に分類されないもの)」の合計11産業の中小企業から調査対象約11万社を無作為に抽出して実施しています。今回の調査は、有効回答45,723社(有効回答率41.7%)を基に推計しています。

◆1企業当たりの売上高・経常利益・従業員数はいずれも増加

企業当たりの売上高は2.1億円(前年度比15.9%増)、経常利益は978万円(同12.4%増)、従業員数は10.0人(同8.3%増)といずれも増加しています。

産業別でみると、売上高は全11産業で増加し、経常利益は「不動産業、物品賃貸業(前年度比27.8%増)」「小売業(同25.3%増)」など9産業で増加。従業員数は「サービス業(他に分類されないもの)」が前年度比21.7%増、「運輸業、郵便業」が同16.0%増など9産業で増加しています。

◆設備投資を行った法人企業はわずかに減少、新規リース契約を行った法人企業は微増

設備投資を行った法人企業の割合は21.9%で、前年度差0.3ポイント減となっています。産業別にみると、減少しているのは「運輸業、郵便業(前年度差5.7ポイント減)」「卸売業(同2.6ポイント減)」など6産業でした。

一方、新規リース契約を行った法人企業の割合は12.5%(前年度差0.7ポイント増)で、産業別にみると、増加しているのは「建設業(同2.6ポイント増)」「生活関連サービス業、娯楽業(同1.7ポイント増)」など7産業でした。

◆中小企業の社長の就任経緯は「創業者」「親族内での承継」の割合が高い

中小企業の社長の就任経緯別構成比は、「創業者(47.6%)」「親族内での承継(41.4%)」が高くなっています。産業別にみると、「創業者」の割合は「学術研究、専門・技術サービス業(72.1%)」「情報通信業(68.5%)」などで高く、「親族内での承継」は、「製造業(58.1%)」「不動産業、物品賃貸業(56.0%)」などで高くなっています。また、事業承継の意向は、「今はまだ事業承継について考えていない」が42.3%と最も高く、次いで「親族内承継を考えている(24.3%)」「現在の事業を継続するつもりはない(23.4%)」の順となっています。

【中小企業庁「令和5年中小企業実態基本調査(令和4年度決算実績)速報を取りまとめました】

<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240329008/20240329008.html>

障害者雇用者数が初の100万人超え～厚生労働省調査

◆前回（平成30年）調査より25.6万人（30.1%）の増加

厚生労働省は、昨年6月に実施した「令和5年度障害者雇用実態調査」の結果を公表しました。この調査は、企業における障害者雇用の実態の把握と今後の障害者雇用施策の検討や立案に役立てることを目的に、5年ごとに実施しています。

従業員規模5人以上の事業所に雇用されている障害者数は110.7万人（以下、すべて推定値）で、前回（平成30年）の調査より25.6万人（30.1%）増加となり、初めて100万人を超えました。障害の種類別にみると、身体障害者は約52万6,000人（前回42万3,000人）、知的障害者は約27万5,000人（同18万9,000人）、精神障害者は約21万5,000人（同20万人）、発達障害者は約9万1,000人（同3万9,000人）となっています。

◆平均賃金、平均勤続年数も増加

職業別にみると、身体障害者と精神障害者は事務的職業が最も多く、知的障害者と発達障害者はサービスの職業が最も多くなっています。

平均賃金（令和5年5月）は、身体障害者は23万5,000円（前回は21万5,000円）、知的障害者は13万7,000円（同11万7,000円）、精神障害者は14万9,000円（同12万5,000円）、発達障害者は13万円（同12万7,000円）となっています。平均勤続年数は、身体障害者は12年2か月（同10年2か月）、知的障害者は9年1か月（同7年5か月）、精神障害者は5年3か月（同3年2か月）、発達障害者は5年1か月（同3年4か月）と、すべての障害種別で増加しています。

◆雇用にあたっての課題・配慮事項

障害者を雇用する際の課題として、「会社内に適当な仕事があるか」という項目が最も多くなっています。また、雇用している障害者への配慮事項として、「休暇を取得しやすくする、勤務中の休暇を認める等の休養への配慮」（身体障害者、発達障害者）、「能力が発揮できる仕事への配置」（知的障害者）、「短時間勤務等勤務時間の配慮」（精神障害者）と回答しています。

【厚生労働省「令和5年度障害者雇用実態調査の結果を公表します」】

MonthlyLetter・ルーチェ 編集後記

子供の頃はGWが近づくと楽しみで仕方が無かったのですが、働き始めてGW明けの忙しさを知ってしまい、100%の気持ちで楽しめなくなってしまいました（笑）

GW中では無いですが、5月に人生初のグランピングをする予定です。

（キャンプやBBQを手ぶらで行っても出来るような宿泊施設だと思ってます）

キャンプをしてみたかったのですが、準備や持ち物など何が必要かも分からない私のような人にはオススメです！

今回はワンコも連れて外でBBQ！暑い夏が来る前に、屋外で楽しみたいと思います。

吉崎

■ルーチェゴールデンウィーク休業期間4月27日（土）～4月29日（月）、5月3日（金）～5月6日（月） 計7日
※4月30日（火）、5月1日（水）、5月2日（木）は通常営業しております